

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

1 「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、その医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で、同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、その医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自

己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します。更新手続きの必要はありません。

新たにこれらの認定証の交付を希望する方は、被保険者証、個人番号が分かるもの（通知カードまたは個人番号カード）を持参の上、国保年金課で手続きしてください。

2 保険料

(1) 令和4・5年度の保険料について

保険料算定のもととなる保険料率は、青森県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しが行われます。団塊の世代が75歳になり始めることによる医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い、令和4・5年度の保険料率は次のとおりとなります。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 均等割額 〔被保険者全員が納める額〕 44,400円（*1） | + | 所得割額 〔所得に応じて納める額〕 基礎控除後の所得（*2） ×8.80%（*3） | = | 保険料額 （限度額66万円）（*4） 100円未満は切り捨て |
|---|---|---|---|---|

- * 1 令和3年度から変更はありません。
- * 2 前年の所得から基礎控除額(43万円)を差し引いた額
- * 3 令和3年度は8.30%
- * 4 令和3年度は64万円

(2) 令和4年度保険料の軽減措置について

▷所得が低い方の軽減…同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和4年度は次のとおりとなります。

| 世帯の所得額の合計 | 軽減割合 |
|---|------|
| 43万円+10万円×(年金・給与所得者等の数(*5)-1)以下 | 7割 |
| 43万円+(28.5万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者等の数(*5)-1)以下 | 5割 |
| 43万円+(52万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者等の数(*5)-1)以下 | 2割 |

- * 5 年金・給与所得者等の数(年金・給与所得者等が2人以上いる世帯に適用)
 - ▷一定の給与所得者…給与等収入金額が55万円を超える者
 - ▷一定の公的年金等の支給を受ける者…(65歳未満)公的年金等収入金額が60万円を超える者
(65歳以上)公的年金等収入金額が125万円を超える者

▷被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。所得割額の負担はありません。

- * 被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。
- * 世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

3 保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、ご相談ください。

問い合わせ先…国保年金課 内線2346
青森県後期高齢者医療広域連合 TEL017-721-3821